

大規模な土地取引をしたら 届出が必要です～10月は土地月間～

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む）をした時は、権利取得者（例えば、買主）は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

◆届出が必要な土地の面積＝

- 市街化区域：2,000㎡以上
- 市街化調整区域：5,000㎡以上
- 都市計画区域外：10,000㎡以上

◆届出先＝届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村に届け出てください。届出の用紙は役所にあります。また奈良県のホームページでも入手できます。

◆審査内容＝土地の利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

◆罰則＝届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6ヵ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。

詳細・問合せ＝奈良県地域デザイン推進局 県土地利用政策室（☎0742-27-8484）（まちづくり戦略課）

高齢者インフルエンザ 定期予防接種について

10月1日（土）～令和5年1月31日（火）の期間で実施します（接種は期間内1回のみ）。

高齢者では、34～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があると報告されています（厚生労働省ホームページより）。

ワクチンの接種後、十分な効果が出るまでに約2週間かかります。なるべく流行する12月中旬より前に受けられるように、医療機関に接種時期を相談してください。

接種対象者＝次の①または②に該当し、自らの意思と責任で接種を希望する大和郡山市に住民登録のある人

①満65歳以上

②満60～65歳未満で下記に該当する人

- ・心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害のある人〔身体障害者手帳1級相当〕
- ・ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害のある人

接種費用＝自己負担額1,500円

※接種場所、接種費用の自己負担分が公費負担により無料となる人、市外接種の手続きなど、詳細はつながり9月15日号をご覧ください。下記へお問い合わせください。

問合せ＝保健センター「さんて郡山」（☎58-3333）

安全・安心の 城下まちづくり市民大会

日時＝10月14日（金）13時30分～15時40分（開場13時）

場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール

費用＝入場無料（事前申込み不要）

※先着300人に記念品贈呈。

プログラム＝第1部 式典

第2部 講演

・「暴力団情勢と特殊詐欺の現状について」

講師＝（公財）奈良県暴力団追放県民センター

事務局長 上津 詔彦さん

・「誰一人取り残さない防災をめざして」

講師＝同志社大学 社会学部社会学科 教授

立木 茂雄さん

主催＝大和郡山市暴力排除推進協議会・郡山警察署

問合せ＝市民安全課（内線625）

令和4年中に家屋を新築・増改築・ 取り壊されたみなさんへお知らせ

家屋の固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在に存在するものに課税されます。次のような場合は手続きが必要となります。

◆新築・増改築をしたとき

令和4年1月2日以降に新築・増改築された家屋は令和5年度から固定資産税・都市計画税の課税対象になります。課税のもととなる評価額を算出するため、家屋の構造、間取り、資材、建築設備などを確認する家屋調査を行います。

登記を完了された人から、順次連絡します。ご協力をお願いします。

◆取り壊したとき

登記されている家屋は法務局で滅失登記を行ってください。未登記の家屋は税務課 固定資産税第2係にご連絡ください。

※家屋を取り壊すと、土地の税額が変わる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

◆未登記家屋の所有者を変更するとき

売買や相続、譲渡などで所有者が変更になった場合は、税務課 固定資産税第2係に届け出が必要となります。

◆建物の登記について

建物を新築や増築、取り壊した場合には不動産登記法により登記をしなければならないと定められています。登記の手続きについては、奈良地方法務局 登記部門（☎0742-23-5230）にお問い合わせください。

問合せ＝税務課 固定資産税第2係（内線285）